保護者の皆様へ

保存版

令和８年６月１日

泉大津市立小津中学校
校　長　　高橋　敏也

警報発令時の学校の対応措置について（改定）

５月下旬に気象庁より出された「新たな防災気象情報」に伴い、学校の対応は以下の通りになります。
４月に配布したお手紙を破棄していただき、こちらをご利用ください。

※泉州地域に、午前７時の時点で下記のいずれかのレベル３警報以上が発令中の場合は、臨時休業とします。

警報

① 「特別警報」
② 「レベル４　危険警報」※今回新しく設定された警報です。
③ 「暴風警報」
④ 「（台風接近にともなう）大雨警報」

（①・②・③について台風接近は関係ありません）

※泉大津市に午前７時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は、臨時休業となります。
※「土砂災害」及び「河川氾濫」に関しては、泉大津市に発令された場合のみ、臨時休業とする。
※台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風警報等が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休業とする場合もあります。
●午前７時以降、登校時刻までに警報が発令された場合は臨時休業とする。
●登校以降に警報が発令された場合は、登校した生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と充分な連携を図り、校長の判断で下校等、適宜措置をします。
●警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休業あるいは登校時間を遅らせる場合もあります。

休業等の情報は、小津中学校ホームページおよび、ＣＯＣＯＯでお知らせします。
小津中学校ホームページ
https://izumiotsu.schoolweb.ne.jp/2720020/weblog